

## 令和4年度 使用料・手数料の設定について

## 1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料		
設 定	広島国際会議場使用料	- 千円	ふぐの処理に関する手数料	474万1千円
	庭球場使用料	- 千円		
	広島城三の丸歴史館使用料	- 千円		
	公園使用料	- 千円		
	公民館使用料	- 千円		
計	5 件	- 千円	1 件	474万1千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定に伴う増収見込額（通年ベース）である。

## 2 使用料

### 設定

#### ◆ 広島国際会議場使用料

① 主な内容

広島国際会議場の展示室の新設に伴うもの。

区 分	金 額
展示室使用料	1日（午前9時～午後9時） 34,090円

② 使用料の額の考え方

広島国際会議場の会議運営事務室ロビーの料金との均衡を考慮し設定する。

③ 実施時期 4年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円  
(通年ベース)

#### ◆ 庭球場使用料

① 主な内容

広島市佐伯勤労青少年ホームの庭球場の広島市新宮苑庭球場への統合に伴うもの。

区 分	金 額
夜間照明設備を使用した場合に係る使用料	大人1面1時間までごとに 760円

② 使用料の額の考え方

他の庭球場の料金と同額に設定する。

③ 実施時期 4年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円  
(通年ベース)

◆ 広島城三の丸歴史館使用料

① 主な内容

広島城三の丸歴史館の新設に伴うもの。

区 分		金 額
観覧料 個人で観覧する場合	小人	1回につき 250円
	大人	1回につき 510円
多目的室使用料 入場料等を徴収しない場合		3時間まで 5,650円

② 使用料の額の考え方

類似施設と同額に設定する。

③ 実施時期 広島城三の丸歴史館条例の施行の日

④ 増収見込額 ー 千円  
(通年ベース)

◆ 公園使用料

① 主な内容

ア 有料公園施設の新設に伴うもの。

(ア) 中央公園バス駐車場

区 分	金 額
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	1台1回につき 2,000円

(イ) 中央公園広島城三の丸駐車場

区 分	金 額
普通自動車	1台につき30分までごとに 210円

イ 広島城区域に利用料金制度を導入し、その上限額を定めるもの。

区 分	金 額
行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき 200円

② 使用料の額の考え方

ア 類似施設と同額に設定する。

イ 現行の使用料と同額に設定する。

③ 実施時期

ア(ア) 5年4月1日

(イ) 改正条例の施行の日

イ 改正条例の施行の日

④ 増収見込額 — 千円  
(通年ベース)

◆ 公民館使用料

① 内容

広島市佐伯勤労青少年ホームの建物の広島市五日市公民館への統合に伴うもの。

区 分	金 額
ホール2 使用料	1室につき1時間までごとに 2,360円

② 使用料の額の考え方

他の公民館の料金と同額に設定する。

③ 実施時期 4年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円  
(通年ベース)

### 3 手数料

#### 設定

#### ◆ ふぐの処理に関する手数料

##### ① 内容

ふぐ処理者の免許証の交付等を行うことに伴うもの。

区 分	金 額
ふぐ処理者免許証交付手数料	1 件につき 3,700円
ふぐ処理者試験受験料	1 件につき 15,700円
ふぐ処理者免許証書換手数料	1 件につき 2,500円
ふぐ処理者免許証再交付手数料	1 件につき 2,900円

##### ② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 4年4月1日

④ 増収見込額 474万1千円  
(通年ベース)